

要指導医薬品及び一般用医薬品の販売に関する制度に関する事項

Table with 2 main columns: 要指導医薬品, 一般用医薬品. It details classification, labeling requirements, and information provision for various drug categories.

薬局の管理及び運営に関する事項

お客様へ
当薬局は、法に基づく医薬品の情報提供を適切に行うための構造設備及び販売体制を下記の通り整備しております。

- 1. 許可区分: 薬局
2. 許可証の記載事項
3. 薬局管理者: 氏名 (薬剤師)
4. 当該薬局に勤務する薬剤師・登録販売者の別、氏名、担当業務
5. 取り扱う医薬品の区分
6. 勤務者の名札等による区別
7. ①営業時間での相談対応時間及び連絡先
8. 緊急時における連絡先

安心して薬局サービスを受けていただくために (お知らせ)

当薬局では、良質かつ適切な薬局サービスを提供するために、当薬局の個人情報保護の取扱いに関する基本方針にもとづいて、常に皆様の個人情報を適切に取り扱っています。

個人情報の取扱いについて、ご不明な点や疑問などがございましたら、お気軽にお問い合わせください。

《皆様の個人情報の利用目的》

- 当薬局における調剤サービスの提供
○医薬品を安全に使用していただくために必要な事項の把握
○病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者などとの必要な連携
○病院、診療所などからの照会への回答
○家族などへの薬に関する説明
○医療保険・介護保険等の請求事務
○薬剤師賠償責任保険などに係る保険会社への相談

開 設 者 : (有)野間薬局 J-Front(株)
個人情報取扱責任者: 菅 道文
(お問い合わせ先) : 〒 815-0041 福岡県南区野間2-1-1
電 話 番 号 : 092-511-3436
ファクシミリ : 092-511-3480
ホームページ : https://nomapharmacy.com/
Eメール :

個人情報保護に関する基本方針

1. 基本方針
当薬局は、「個人情報保護に関する法律」(以下、「個人情報保護法」)および「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」(個人情報保護委員会・厚生労働省策定)を遵守し、良質な薬局サービスを提供するために、皆様の個人情報を適切かつ万全の体制で取り扱います。

- 2. 具体的な取り組み
当薬局は、皆様の個人情報を適切に取り扱うために、次の事項を実施します。
(1) 個人情報保護法およびガイダンスをはじめ、関連する法令を遵守します。
(2) 個人情報の取扱いに関するルール(運用管理規定)を策定し、個人情報取扱責任者を定めるとともに、従業員全員で遵守します。
(3) 個人情報の適切な保管のために個人情報保護法及びガイダンスに沿って安全管理措置を講じ、漏洩・滅失・棄損の防止に努めます。
(4) 個人情報を適切に取り扱っていることを定期的に確認し、問題が認められた場合には、これを改善します。
(5) 個人情報の取得にあたっては、あらかじめ利用目的を明示し、その目的以外には使用しません。ただし、本人の了解を得ている場合、法令に基づく場合、個人を識別できないよう匿名化した場合などは除きます。
(6) 業務を委託する場合は、委託先に対し、当薬局の基本方針を十分理解の上で取り扱うよう求めるとともに、必要な監督・改善措置に努めます。
(7) 個人情報の取扱いに関する相談体制を整備し、適切かつ迅速に対応します。

3. 相談体制
当薬局は、次の事項についてご本人から申し出があった場合、適切かつ迅速に対応します。

- (1) 個人情報の利用目的に同意しがたい場合
(2) 個人情報・第三者提供記録の開示、訂正、利用停止など(法令により応じられない場合を除く)
(3) 個人情報が漏洩・滅失・棄損した場合、または、その可能性が疑われる場合
(4) その他、個人情報の取扱いについてご質問やご不明な点がある場合

※ 個人情報の取扱いに関して同意したことによって生ずる結果について、本人が判断できる能力を有していないなどの場合は、親権者や法定代理人等から同意を得る必要があります。

## 当薬局の行っているサービス内容について

下記表中の点数は全て1点=10円です。

1. 調剤管理料及び服薬管理指導料等に関する事項	
調剤管理料 (4 / 28 / 50 / 60 点)	お薬手帳等により服用中の医薬品等について確認するとともに、処方された薬剤について患者さん又はその家族等から服薬状況等の情報を収集し、必要な薬学分析を行ったうえで、薬剤服用歴への記録その他の管理を行います。
服薬管理指導料 (45 / 59 点)	患者さんごとに作成した薬剤服用歴(薬歴)に基づいて、投薬に係る薬剤の名称、用法、用量、効能、効果、副作用及び相互作用等に関する情報、後発医薬品に関する情報を薬剤情報提供文により提供し、薬剤の服用に際して必要な説明や必要な指導を対面又は情報通信機器を用いてオンラインで行い、必要に応じてお薬の交付後も継続的に服薬管理を行います。お薬手帳には、調剤日、投薬に係る薬剤の名称、用法、用量その他服用に際して注意すべき事項を記載します。
かかりつけ薬剤師指導料 (76 点)	患者さんが選択した1名の「かかりつけ薬剤師」が、保険医と連携して他の医療機関や薬局からの処方箋、一般用医薬品、健康食品及び飲食物品についても一元で、継続的に把握した上で、服薬指導を行うものです。「かかりつけ薬剤師」は保険薬剤師として相当の経験と実績を有し、処方、調剤認定を取得しています。また当該薬局に一定の時間以上勤務し、いつでも患者と健康の相談を受け付けます。同意書が必要であり、お薬手帳には患者さんの「かかりつけ薬剤師」である旨の薬剤師氏名、薬局名を記載します。
かかりつけ薬剤師包括管理料 (291 点)	医療機関「地域包括診療料」若しくは「認知症地域包括診療料」又は「地域包括診療料」若しくは「認知症地域包括診療料」を算定されている患者さんで同意を得た場合、薬剤師の「時間外等加算」「夜間・休日等加算」「在宅患者調剤加算」及び「在宅患者訪問薬剤師管理指導料」「在宅患者緊急訪問薬剤師管理指導料」「在宅患者緊急時共同指導料」「遠隔時共同指導料」「使用薬剤料」「特定保険医療材料」以外の費用が包括される「かかりつけ薬剤師包括管理料」を算定します。
2. 地域支援体制加算に関する事項	
地域支援体制加算 (10 / 32 / 40 点)	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険薬局において調剤した場合、基準に係る区分に応じて所定の点数を加算します。
3. 無菌製剤処理加算に関する事項	
無菌製剤処理加算 (69 / 79 点)	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険薬局において、心臓薬・抗がん剤・抗生物質・抗寄生虫薬又は抗真菌薬につき無菌製剤処理を行った場合は、1日につき所定の点数を加算します。
6歳未満の乳幼児の場合 (137 / 147 点)	
4. 在宅患者訪問薬剤師管理指導料に関する事項	
1: 単一建物患者が1人の場合 650 点/回	あらかじめ在宅患者訪問薬剤師管理指導を行う旨を地方厚生局長等に届け出た保険薬局において、在宅で療養を行っている患者さんで同意を得た場合、医師の指示に基づき、保険薬剤師が薬学の管理指導計画を策定し、患者を訪問して、薬学の管理指導を行った場合に、単一建物患者の人数に応じて所定の点数を算定します。
2: 単一建物患者が2人以上 9人以下の場合 320 点/回	
3: 1:及び2以外の場合 290 点/回	
在宅患者オンライン薬剤師管理指導料 (59 点)	在宅で療養を行っている患者さんで同意を得た場合、医師の指示に基づき、保険薬剤師が薬学の管理指導計画を策定し、患者を訪問して、薬学の管理指導を行った場合に、単一建物患者の人数に応じて所定の点数を算定します。
5. 後発医薬品調剤体制加算に関する事項	
後発医薬品調剤体制加算 (21 / 28 / 30 点)	後発医薬品の調剤に関して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険薬局において調剤した場合、基準に係る区分に応じて所定の点数を加算します。
6. 連携強化加算に関する事項	
連携強化加算 (5 点)	他の保険薬局、保健医療機関及び都道府県等の連携により、災害又は新発感染症の発生等の非常時に必要な体制を整備されている保険薬局において、調剤した場合に所定の点数を加算します。
7. 医療 DX 推進体制整備加算に関する事項	
医療 DX 推進体制整備加算 (4 点)	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険薬局において調剤した場合、1日に1回限り所定の点数を加算します。
8. 医療情報取得加算に関する事項	
医療情報取得加算 (1 / 3 点)	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして保険薬局において調剤した場合、6月に1回限り所定の点数を加算します。
9. 在宅薬学総合体制加算に関する事項	
在宅薬学総合体制加算 (15 / 50 点)	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険薬局において在宅患者訪問薬剤師管理指導料、在宅患者緊急訪問薬剤師管理指導料若しくは在宅患者緊急時共同指導料又は介護保険における在宅療養指導指導料若しくは介護予防高齢者管理指導料を算定している患者等の調剤をした場合、基準に係る区分に応じて所定の点数を加算します。

## 当薬局は厚生労働大臣が定める施設基準を満たしている保険薬局です

- どの保険医療機関の処方箋でも対応します。
- 「調剤基本料」の施設基準に該当します。
- 麻薬小売業者の免許を取得し、必要な指導を行うことが可能です。
- 在宅で療養されている患者さんに対して「服薬指導」を行った実績を有します。
- かかりつけ薬剤師指導料及びかかりつけ薬剤師包括管理料に係る届出を行っています。
- 保険医療機関や患者さん等の求めに応じて服用薬の情報提供を行った実績を有します。
- 研修認定を取得した保険薬剤師が地域の他職種と連携する会議に出席しています。
- 時間外及び夜間・休日等の対応実績を有します。
- 麻薬の調剤実績を有します。
- 調剤停止の相応用停止の取組実績を有します。
- かかりつけ薬剤師による一元で、継続的な服薬管理指導の実績を有します。
- 外来服薬支援料1の算定実績を有します。
- 服用薬剤調整支援料の算定実績を有します。
- 薬剤情報提供料の算定実績を有します。
- 小児時加算を算定しています。
- 1200品目以上の医療用医薬品を揃えています。
- 薬局間連携による医薬品の融通などを行っています。
- 休日、夜間を含む時間外において調剤および在宅業務に対応できる体制を整備しています。
- 地域の行政機関、保険医療機関、訪問看護ステーション及び担い手関係等に対して、急変時等の時間外における在宅業務に必要となる体制に係る周知を当局及び同一グループで十分に対応すること。また、地域の行政機関又は薬剤師会等を通じて十分に行っています。
- 患者さんごとの作成した薬剤服用歴(薬歴)に基づき、患者さんの服用する医療用医薬品以外の医薬品に関するものを含め、必要な薬学の管理を行い、薬の服用及び保管取扱いの指導に際して指導を行っています。
- 平日は18時以降は、主筆医以外薬剤師が「処方」および「調剤」の実績を有します。
- 管理薬剤師は別に定められた十分な経験を有します。
- 調剤従事者等の研修に向けたための研修体制を整備しています。
- 常に最新の「医薬品緊急安全性情報」、「安全性速報」、「医薬品・医療機器等安全性情報」等の医薬品情報を収集し、情報提供を行います。
- プライバイシーに配慮した構造・設備を整備しています。
- 一般用医薬品及び要指導医薬品等(健康サポート薬局の届け出要件とされた48薬品)を取り扱っています。
- 一般用医薬品を取扱うとともに、健康相談、健康教室などを実施し、地域住民の生活習慣の改善、疾病の予防に資する取組を行い、必要に応じて医療機関への紹介を行っています。
- 緊急対応薬を備えるとともに、当該医薬品を必要とする者に対する相談について適切に対応、対応し、調剤を行う体制を整備しています。
- 救急には対応し、たばこ及び喫煙器具を販売していません。
- 医療材料や衛生材料を供給する体制を整備しています。
- 在宅療養の支援に係る他職種やケアマネジャーと連携を図っています。
- 薬物療法的安全性向上に資する事例の報告実績が有り、副作用情報体系を整備しています。
- 電子情報処理機器の使用による誤差の防止に十分の実績を有します。
- 他の保険薬局等との連携し非常時に対応できる必要な体制を整備しています。
- 医療用医薬品として、注射剤1品目以上を含む6品目以上を揃えています。必要な薬剤交付及び指導を行うことができます。
- 2人以上の薬剤師が勤務し、無菌室、クリーンベンチ又は安全キャビネットの設備を備え、注射薬等の無菌的な調剤を行います。
- 多剤併用・重複投薬等の解消に係る取組の実績を有します。
- 第二種特殊容器(医薬品)として都道府県知事の承認を受けた保険薬局です。
- 電磁的記録をもって作成された処方箋を受け付ける体制を有しています。
- 電磁的記録による調剤及び薬剤服用歴の管理の体制を有しています。
- 電子カルド情報共有サービスを活用できる体制を有しています。
- オンライン資格確認システムを活用して調剤等を実施できる体制を有します。
- 電子情報処理機器の使用による誤差の防止に十分の実績を有しています。
- 災害の発生時等において、他の保険薬局等との連携し非常時に必要な体制をとっています。
- 情報通信機器を用いた服薬指導を行うにつき十分の体制を整備しています。
- 保険医療機関が実施する抗悪性腫瘍剤の化学療法に係る研修会に参加している保険薬剤師を配置しています。
- 服薬管理指導料に13に規定される(手帳の活用実績が少い)薬局に該当します。
- かかりつけ薬剤師指導料及びかかりつけ薬剤師包括管理料に関する基準を満たす保険薬剤師を配置しています。
- 高度管理指導機器の販売の許可を受けています。(調剤中で金庫許可なし)

## 「個別の調剤報酬の算定項目の分かる明細書」の発行について

当薬局では、医療の透明化や患者さんへの情報提供を積極的に推進していく観点から、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方を除き、個別の調剤報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行します。

明細書には、調剤した薬剤の名称等が記載されますので、ご家族等の方への発行も含めて、明細書の発行をご希望されない方は、窓口にてその旨お申し出ください。

## 訪問薬剤管理指導の届出を行っている旨の掲示

当薬局の行っている訪問薬剤管理指導について  
 点数は全て1点=10円です。計算例) 10点=100円(3割負担の方は30円、1割負担の方は10円の負担です)

### 調剤報酬点数表(令和6年6月1日施行)

項目	単位	主な要件	点数
調剤基本料	1回	調剤基本料 1. ユー・イ・ロ・ハ、特約調剤基本料(A・B・C) 1. 調剤基本料 1. ユー・イ・ロ・ハ、特約調剤基本料(A・B・C) 1. 調剤基本料 1. ユー・イ・ロ・ハ、特約調剤基本料(A・B・C)	150
調剤基本料2	1回	調剤基本料2 1. ユー・イ・ロ・ハ、特約調剤基本料(A・B・C) 1. 調剤基本料2 1. ユー・イ・ロ・ハ、特約調剤基本料(A・B・C)	290
調剤基本料3	1回	調剤基本料3 1. ユー・イ・ロ・ハ、特約調剤基本料(A・B・C) 1. 調剤基本料3 1. ユー・イ・ロ・ハ、特約調剤基本料(A・B・C)	240
調剤基本料4	1回	調剤基本料4 1. ユー・イ・ロ・ハ、特約調剤基本料(A・B・C) 1. 調剤基本料4 1. ユー・イ・ロ・ハ、特約調剤基本料(A・B・C)	190
調剤基本料5	1回	調剤基本料5 1. ユー・イ・ロ・ハ、特約調剤基本料(A・B・C) 1. 調剤基本料5 1. ユー・イ・ロ・ハ、特約調剤基本料(A・B・C)	50
調剤基本料6	1回	調剤基本料6 1. ユー・イ・ロ・ハ、特約調剤基本料(A・B・C) 1. 調剤基本料6 1. ユー・イ・ロ・ハ、特約調剤基本料(A・B・C)	50
調剤基本料7	1回	調剤基本料7 1. ユー・イ・ロ・ハ、特約調剤基本料(A・B・C) 1. 調剤基本料7 1. ユー・イ・ロ・ハ、特約調剤基本料(A・B・C)	50
調剤基本料8	1回	調剤基本料8 1. ユー・イ・ロ・ハ、特約調剤基本料(A・B・C) 1. 調剤基本料8 1. ユー・イ・ロ・ハ、特約調剤基本料(A・B・C)	50
調剤基本料9	1回	調剤基本料9 1. ユー・イ・ロ・ハ、特約調剤基本料(A・B・C) 1. 調剤基本料9 1. ユー・イ・ロ・ハ、特約調剤基本料(A・B・C)	50
調剤基本料10	1回	調剤基本料10 1. ユー・イ・ロ・ハ、特約調剤基本料(A・B・C) 1. 調剤基本料10 1. ユー・イ・ロ・ハ、特約調剤基本料(A・B・C)	50
調剤基本料11	1回	調剤基本料11 1. ユー・イ・ロ・ハ、特約調剤基本料(A・B・C) 1. 調剤基本料11 1. ユー・イ・ロ・ハ、特約調剤基本料(A・B・C)	50
調剤基本料12	1回	調剤基本料12 1. ユー・イ・ロ・ハ、特約調剤基本料(A・B・C) 1. 調剤基本料12 1. ユー・イ・ロ・ハ、特約調剤基本料(A・B・C)	50
調剤基本料13	1回	調剤基本料13 1. ユー・イ・ロ・ハ、特約調剤基本料(A・B・C) 1. 調剤基本料13 1. ユー・イ・ロ・ハ、特約調剤基本料(A・B・C)	50
調剤基本料14	1回	調剤基本料14 1. ユー・イ・ロ・ハ、特約調剤基本料(A・B・C) 1. 調剤基本料14 1. ユー・イ・ロ・ハ、特約調剤基本料(A・B・C)	50
調剤基本料15	1回	調剤基本料15 1. ユー・イ・ロ・ハ、特約調剤基本料(A・B・C) 1. 調剤基本料15 1. ユー・イ・ロ・ハ、特約調剤基本料(A・B・C)	50
調剤基本料16	1回	調剤基本料16 1. ユー・イ・ロ・ハ、特約調剤基本料(A・B・C) 1. 調剤基本料16 1. ユー・イ・ロ・ハ、特約調剤基本料(A・B・C)	50
調剤基本料17	1回	調剤基本料17 1. ユー・イ・ロ・ハ、特約調剤基本料(A・B・C) 1. 調剤基本料17 1. ユー・イ・ロ・ハ、特約調剤基本料(A・B・C)	50
調剤基本料18	1回	調剤基本料18 1. ユー・イ・ロ・ハ、特約調剤基本料(A・B・C) 1. 調剤基本料18 1. ユー・イ・ロ・ハ、特約調剤基本料(A・B・C)	50
調剤基本料19	1回	調剤基本料19 1. ユー・イ・ロ・ハ、特約調剤基本料(A・B・C) 1. 調剤基本料19 1. ユー・イ・ロ・ハ、特約調剤基本料(A・B・C)	50
調剤基本料20	1回	調剤基本料20 1. ユー・イ・ロ・ハ、特約調剤基本料(A・B・C) 1. 調剤基本料20 1. ユー・イ・ロ・ハ、特約調剤基本料(A・B・C)	50
調剤基本料21	1回	調剤基本料21 1. ユー・イ・ロ・ハ、特約調剤基本料(A・B・C) 1. 調剤基本料21 1. ユー・イ・ロ・ハ、特約調剤基本料(A・B・C)	50
調剤基本料22	1回	調剤基本料22 1. ユー・イ・ロ・ハ、特約調剤基本料(A・B・C) 1. 調剤基本料22 1. ユー・イ・ロ・ハ、特約調剤基本料(A・B・C)	50
調剤基本料23	1回	調剤基本料23 1. ユー・イ・ロ・ハ、特約調剤基本料(A・B・C) 1. 調剤基本料23 1. ユー・イ・ロ・ハ、特約調剤基本料(A・B・C)	50
調剤基本料24	1回	調剤基本料24 1. ユー・イ・ロ・ハ、特約調剤基本料(A・B・C) 1. 調剤基本料24 1. ユー・イ・ロ・ハ、特約調剤基本料(A・B・C)	50
調剤基本料25	1回	調剤基本料25 1. ユー・イ・ロ・ハ、特約調剤基本料(A・B・C) 1. 調剤基本料25 1. ユー・イ・ロ・ハ、特約調剤基本料(A・B・C)	50
調剤基本料26	1回	調剤基本料26 1. ユー・イ・ロ・ハ、特約調剤基本料(A・B・C) 1. 調剤基本料26 1. ユー・イ・ロ・ハ、特約調剤基本料(A・B・C)	50
調剤基本料27	1回	調剤基本料27 1. ユー・イ・ロ・ハ、特約調剤基本料(A・B・C) 1. 調剤基本料27 1. ユー・イ・ロ・ハ、特約調剤基本料(A・B・C)	50
調剤基本料28	1回	調剤基本料28 1. ユー・イ・ロ・ハ、特約調剤基本料(A・B・C) 1. 調剤基本料28 1. ユー・イ・ロ・ハ、特約調剤基本料(A・B・C)	50
調剤基本料29	1回	調剤基本料29 1. ユー・イ・ロ・ハ、特約調剤基本料(A・B・C) 1. 調剤基本料29 1. ユー・イ・ロ・ハ、特約調剤基本料(A・B・C)	50
調剤基本料30	1回	調剤基本料30 1. ユー・イ・ロ・ハ、特約調剤基本料(A・B・C) 1. 調剤基本料30 1. ユー・イ・ロ・ハ、特約調剤基本料(A・B・C)	50
調剤基本料31	1回	調剤基本料31 1. ユー・イ・ロ・ハ、特約調剤基本料(A・B・C) 1. 調剤基本料31 1. ユー・イ・ロ・ハ、特約調剤基本料(A・B・C)	50
調剤基本料32	1回	調剤基本料32 1. ユー・イ・ロ・ハ、特約調剤基本料(A・B・C) 1. 調剤基本料32 1. ユー・イ・ロ・ハ、特約調剤基本料(A・B・C)	50
調剤基本料33	1回	調剤基本料33 1. ユー・イ・ロ・ハ、特約調剤基本料(A・B・C) 1. 調剤基本料33 1. ユー・イ・ロ・ハ、特約調剤基本料(A・B・C)	50
調剤基本料34	1回	調剤基本料34 1. ユー・イ・ロ・ハ、特約調剤基本料(A・B・C) 1. 調剤基本料34 1. ユー・イ・ロ・ハ、特約調剤基本料(A・B・C)	50
調剤基本料35	1回	調剤基本料35 1. ユー・イ・ロ・ハ、特約調剤基本料(A・B・C) 1. 調剤基本料35 1. ユー・イ・ロ・ハ、特約調剤基本料(A・B・C)	50
調剤基本料36	1回	調剤基本料36 1. ユー・イ・ロ・ハ、特約調剤基本料(A・B・C) 1. 調剤基本料36 1. ユー・イ・ロ・ハ、特約調剤基本料(A・B・C)	50
調剤基本料37	1回	調剤基本料37 1. ユー・イ・ロ・ハ、特約調剤基本料(A・B・C) 1. 調剤基本料37 1. ユー・イ・ロ・ハ、特約調剤基本料(A・B・C)	50
調剤基本料38	1回	調剤基本料38 1. ユー・イ・ロ・ハ、特約調剤基本料(A・B・C) 1. 調剤基本料38 1. ユー・イ・ロ・ハ、特約調剤基本料(A・B・C)	50
調剤基本料39	1回	調剤基本料39 1. ユー・イ・ロ・ハ、特約調剤基本料(A・B・C) 1. 調剤基本料39 1. ユー・イ・ロ・ハ、特約調剤基本料(A・B・C)	50
調剤基本料40	1回	調剤基本料40 1. ユー・イ・ロ・ハ、特約調剤基本料(A・B・C) 1. 調剤基本料40 1. ユー・イ・ロ・ハ、特約調剤基本料(A・B・C)	50
調剤基本料41	1回	調剤基本料41 1. ユー・イ・ロ・ハ、特約調剤基本料(A・B・C) 1. 調剤基本料41 1. ユー・イ・ロ・ハ、特約調剤基本料(A・B・C)	50
調剤基本料42	1回	調剤基本料42 1. ユー・イ・ロ・ハ、特約調剤基本料(A・B・C) 1. 調剤基本料42 1. ユー・イ・ロ・ハ、特約調剤基本料(A・B・C)	50
調剤基本料43	1回	調剤基本料43 1. ユー・イ・ロ・ハ、特約調剤基本料(A・B・C) 1. 調剤基本料43 1. ユー・イ・ロ・ハ、特約調剤基本料(A・B・C)	50
調剤基本料44	1回	調剤基本料44 1. ユー・イ・ロ・ハ、特約調剤基本料(A・B・C) 1. 調剤基本料44 1. ユー・イ・ロ・ハ、特約調剤基本料(A・B・C)	50
調剤基本料45	1回	調剤基本料45 1. ユー・イ・ロ・ハ、特約調剤基本料(A・B・C) 1. 調剤基本料45 1. ユー・イ・ロ・ハ、特約調剤基本料(A・B・C)	50
調剤基本料46	1回	調剤基本料46 1. ユー・イ・ロ・ハ、特約調剤基本料(A・B・C) 1. 調剤基本料46 1. ユー・イ・ロ・ハ、特約調剤基本料(A・B・C)	50
調剤基本料47	1回	調剤基本料47 1. ユー・イ・ロ・ハ、特約調剤基本料(A・B・C) 1. 調剤基本料47 1. ユー・イ・ロ・ハ、特約調剤基本料(A・B・C)	50
調剤基本料48	1回	調剤基本料48 1. ユー・イ・ロ・ハ、特約調剤基本料(A・B・C) 1. 調剤基本料48 1. ユー・イ・ロ・ハ、特約調剤基本料(A・B・C)	50
調剤基本料49	1回	調剤基本料49 1. ユー・イ・ロ・ハ、特約調剤基本料(A・B・C) 1. 調剤基本料49 1. ユー・イ・ロ・ハ、特約調剤基本料(A・B・C)	50
調剤基本料50	1回	調剤基本料50 1. ユー・イ・ロ・ハ、特約調剤基本料(A・B・C) 1. 調剤基本料50 1. ユー・イ・ロ・ハ、特約調剤基本料(A・B・C)	50
調剤基本料51	1回	調剤基本料51 1. ユー・イ・ロ・ハ、特約調剤基本料(A・B・C) 1. 調剤基本料51 1. ユー・イ・ロ・ハ、特約調剤基本料(A・B・C)	50
調剤基本料52	1回	調剤基本料52 1. ユー・イ・ロ・ハ、特約調剤基本料(A・B・C) 1. 調剤基本料52 1. ユー・イ・ロ・ハ、特約調剤基本料(A・B・C)	50
調剤基本料53	1回	調剤基本料53 1. ユー・イ・ロ・ハ、特約調剤基本料(A・B・C) 1. 調剤基本料53 1. ユー・イ・ロ・ハ、特約調剤基本料(A・B・C)	50
調剤基本料54	1回	調剤基本料54 1. ユー・イ・ロ・ハ、特約調剤基本料(A・B・C) 1. 調剤基本料54 1. ユー・イ・ロ・ハ、特約調剤基本料(A・B・C)	50
調剤基本料55	1回	調剤基本料55 1. ユー・イ・ロ・ハ、特約調剤基本料(A・B・C) 1. 調剤基本料55 1. ユー・イ・ロ・ハ、特約調剤基本料(A・B・C)	50
調剤基本料56	1回	調剤基本料56 1. ユー・イ・ロ・ハ、特約調剤基本料(A・B・C) 1. 調剤基本料56 1. ユー・イ・ロ・ハ、特約調剤基本料(A・B・C)	50
調剤基本料57	1回	調剤基本料57 1. ユー・イ・ロ・ハ、特約調剤基本料(A・B・C) 1. 調剤基本料57 1. ユー・イ・ロ・ハ、特約調剤基本料(A・B・C)	50
調剤基本料58	1回	調剤基本料58 1. ユー・イ・ロ・ハ、特約調剤基本料(A・B・C) 1. 調剤基本料58 1. ユー・イ・ロ・ハ、特約調剤基本料(A・B・C)	50
調剤基本料59	1回	調剤基本料59 1. ユー・イ・ロ・ハ、特約調剤基本料(A・B・C) 1. 調剤基本料59 1. ユー・イ・ロ・ハ、特約調剤基本料(A・B・C)	50
調剤基本料60	1回	調剤基本料60 1. ユー・イ・ロ・ハ、特約調剤基本料(A・B・C) 1. 調剤基本料60 1. ユー・イ・ロ・ハ、特約調剤基本料(A・B・C)	50
調剤基本料61	1回	調剤基本料61 1. ユー・イ・ロ・ハ、特約調剤基本料(A・B・C) 1. 調剤基本料61 1. ユー・イ・ロ・ハ、特約調剤基本料(A・B・C)	50
調剤基本料62	1回	調剤基本料62 1. ユー・イ・ロ・ハ、特約調剤基本料(A・B・C) 1. 調剤基本料62 1. ユー・イ・ロ・ハ、特約調剤基本料(A・B・C)	50
調剤基本料63	1回	調剤基本料63 1. ユー・イ・ロ・ハ、特約調剤基本料(A・B・C) 1. 調剤基本料63 1. ユー・イ・ロ・ハ、特約調剤基本料(A・B・C)	50
調剤基本料64	1回	調剤基本料64 1. ユー・イ・ロ・ハ、特約調剤基本料(A・B・C) 1. 調剤基本料64 1. ユー・イ・ロ・ハ、特約調剤基本料(A・B・C)	50
調剤基本料65	1回	調剤基本料65 1. ユー・イ・ロ・ハ、特約調剤基本料(A・B・C) 1. 調剤基本料65 1. ユー・イ・ロ・ハ、特約調剤基本料(A・B・C)	50
調剤基本料66	1回	調剤基本料66 1. ユー・イ・ロ・ハ、特約調剤基本料(A・B・C) 1. 調剤基本料66 1. ユー・イ・ロ・ハ、特約調剤基本料(A・B・C)	50
調剤基本料67	1回	調剤基本料67 1. ユー・イ・ロ・ハ、特約調剤基本料(A・B・C) 1. 調剤基本料67 1. ユー・イ・ロ・ハ、特約調剤基本料(A・B・C)	50
調剤基本料68	1回	調剤基本料68 1. ユー・イ・ロ・ハ、特約調剤基本料(A・B・C) 1. 調剤基本料68 1. ユー・イ・ロ・ハ、特約調剤基本料(A・B・C)	50
調剤基本料69	1回	調剤基本料69 1. ユー・イ・ロ・ハ、特約調剤基本料(A・B・C) 1. 調剤基本料69 1. ユー・イ・ロ・ハ、特約調剤基本料(A・B・C)	50
調剤基本料70	1回	調剤基本料70 1. ユー・イ・ロ・ハ、特約調剤基本料(A・B・C) 1. 調剤基本料70 1. ユー・イ・ロ・ハ、特約調剤基本料(A・B・C)	50
調剤基本料71	1回	調剤基本料71 1. ユー・イ・ロ・ハ、特約調剤基本料(A・B・C) 1. 調剤基本料71 1. ユー・イ・ロ・ハ、特約調剤基本料(A・B・C)	50
調剤基本料72	1回	調剤基本料72 1. ユー・イ・ロ・ハ、特約調剤基本料(A・B・C) 1. 調剤基本料72 1. ユー・イ・ロ・ハ、特約調剤基本料(A・B・C)	50
調剤基本料73	1回	調剤基本料73 1. ユー・イ・ロ・ハ、特約調剤基本料(A・B・C) 1. 調剤基本料73 1. ユー・イ・ロ・ハ、特約調剤基本料(A・B・C)	50
調剤基本料74	1回	調剤基本料74 1. ユー・イ・ロ・ハ、特約調剤基本料(A・B・C) 1. 調剤基本料74 1. ユー・イ・ロ・ハ、特約調剤基本料(A・B・C)	50
調剤基本料75	1回	調剤基本料75 1. ユー・イ・ロ・ハ、特約調剤基本料(A・B・C) 1. 調剤基本料75 1. ユー・イ・ロ・ハ、特約調剤基本料(A・B・C)	50
調剤基本料76	1回	調剤基本料76 1. ユー・イ・ロ・ハ、特約調剤基本料(A・B・C) 1. 調剤基本料76 1. ユー・イ・ロ・ハ、特約調剤基本料(A・B・C)	50
調剤基本料77	1回	調剤基本料77 1. ユー・イ・ロ・ハ、特約調剤基本料(A・B・C) 1. 調剤基本料77 1. ユー・イ・ロ・ハ、特約調剤基本料(A・B・C)	50
調剤基本料78	1回	調剤基本料78 1. ユー・イ・ロ・ハ、特約調剤基本料(A・B・C) 1. 調剤基本料78 1. ユー・イ・ロ・ハ、特約調剤基本料(A・B・C)	50
調剤基本料79	1回	調剤基本料79 1. ユー・イ・ロ・ハ、特約調剤基本料(A・B・C) 1. 調剤基本料79 1. ユー・イ・ロ・ハ、特約調剤基本料(A・B・C)	50
調剤基本料80	1回	調剤基本料80 1. ユー・イ・ロ・ハ、特約調剤基本料(A・B・C) 1. 調剤基本料80 1. ユー・イ・ロ・ハ、特約調剤基本料(A・B・C)	50
調剤基本料81	1回	調剤基本料81 1. ユー・イ・ロ・ハ、特約調剤基本料(A・B・C) 1. 調剤基本料81 1. ユー・イ・ロ・ハ、特約調剤基本料(A・B・C)	50
調剤基本料82	1回	調剤基本料82 1. ユー・イ・ロ・ハ、特約調剤基本料(A・B・C) 1. 調剤基本料82 1. ユー・	

# 指定居宅療養管理指導事業者 運営規程

## (事業の目的)

### 第1条

- 野間薬局(指定居宅サービス事業者;以下、「当薬局」という)が行う居宅療養管理指導または介護予防居宅療養管理指導(以下、「居宅療養管理指導等」という)の業務の適正な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、要介護状態または要支援状態にあり、主治の医師等が交付した処方箋に基づき薬剤師の訪問を必要と認められた利用者に対し、当薬局の薬剤師が適正な居宅療養管理指導等を提供することを目的とする。
- 利用者が要介護状態または要支援状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、担当する薬剤師は通院困難な利用者に対してその居宅を訪問し、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図る。

## (運営の方針)

### 第2条

- 要介護者または要支援者(以下、「利用者」という)の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
- 地域との結びつきを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健、医療、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
- 適正かつ円滑なサービスを提供するため、以下の要件を満たすこととする。
  - 保険薬局であること。
  - 在宅患者訪問薬剤師管理指導の届出を行っていること。
  - 麻薬小売業者としての許可を取得していること。
  - 利用者に関して秘密が保持でき、利用者やその家族、連携する他職種者と相談するスペースを薬局内に確保していること。但し、他の業務との兼用を可とする。
  - 居宅療養管理指導等サービスの提供に必要な設備および備品を備えていること。

## (従業者の職種、員数)

### 第3条

- 従業者について
  - 居宅療養管理指導等に従事する薬剤師を配置する。
  - 従事する薬剤師は保険薬剤師の登録を行う。
  - 従事する薬剤師の数は、居宅療養管理指導等を行う利用者数および保険薬局の通常業務等を勘案した必要数とする。
- 管理者について
  - 常勤の管理者1名を配置する。但し、業務に支障がない限り、当薬局の管理者との兼務を可とする。

## (職務の内容)

### 第4条

- 薬剤師が行う居宅療養管理指導等の提供に当たっては、医師および歯科医師の交付する処方箋の指示に基づき訪問等を行い、常に利用者の病状および心身の状況を把握し、継続的な薬学的管理指導を行う。また、医薬品が要介護者のADLやQOLに及ぼしている影響を確認し適切な対応を図るなど、居宅における日常生活の自立に資するよう妥当適切に行う。
- 訪問等により行った居宅療養管理指導等の内容は、速やかに記録を作成するとともに、処方医等および介護支援専門員、必要に応じて他のサービス事業者に報告する。また、療養上適切な居宅サービスが提供されるために必要があると認める場合や、居宅介護支援事業者等から求めがあった場合は、居宅サービス計画の作成、居宅サービスの提供等に必要の情報提供または助言を行う。

## (営業日および営業時間)

### 第5条

- 原則として、営業日および営業時間は保険薬局として許可された営業日、営業時間とする。但し、国民の祝祭日、年末年始(月日)を除く。
- 通常、平日の 〇時～〇時、曜日 〇時～〇時とする。
- 利用者には、営業時間外の連絡先も掲示する。

## (通常の事業の実施地域)

### 第6条

- 通常の実施地域は、法定で定められた範囲の区域とする。

## (指定居宅療養管理指導等の内容)

### 第7条

- 薬剤師が行う居宅療養管理指導等の主な内容は、次の通りとする。
  - 処方箋による調剤(患者の状態に合わせた調剤上の工夫)
  - 薬剤服用歴の管理
  - 薬剤等の居宅への配送
  - 居宅における薬剤の保管・管理に関する指導
  - 使用薬剤の有効性に関するモニタリング
  - 薬剤の重複投与、相互作用等の回避
  - 副作用の早期発見、未然防止と適切な処置
  - ADL、QOL等に及ぼす使用薬剤の影響確認
  - 使用薬剤、用法・用量等に関する医師等への助言
  - 麻薬製剤の選択および疼痛管理とその評価
  - 病態と服薬状況の確認、残薬および過不足薬の確認、指導
  - 患者の住環境等を衛生的に保つための指導、助言
  - 在宅医療機器、用具、材料等の供給
  - 在宅介護用品、福祉機器等の供給、相談応需
  - その他、必要事項(不要薬剤等の廃棄処理、廃棄に関する指導等)

## (利用料その他の費用の額)

### 第8条

- 利用料については、介護報酬の告示上の額とする。
- 利用料については、居宅療養管理指導等の実施前に、予め利用者またはその家族にサービス内容及び費用について文書で説明し、同意を得ることとする。
- 居宅療養管理指導に要した交通費は、薬局からの往復交通費を実費徴収する。なお、自動車を利用した場合は、以下の距離別徴収額を基準とする。

片道	〇～2km	〇円
片道	2～10km	〇円
片道	10km超	〇円

## (緊急時等における対応方法)

### 第9条

- 居宅療養管理指導等を実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じた場合には、速やかに主治医等に連絡する。

## (その他運営に関する重要事項)

### 第10条

- 当薬局は、社会的使命を十分認識し、従業者の質的向上を図るため定期的な研修の機会を設け、また質の保証ができる業務態勢を整備する。
- 従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
- 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、予め文書により得ておくこととする。
- この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、当薬局と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

本規程は令和6年4月1日より施行する。

# 介護保険サービス提供事業者としての掲示

当事業者の介護保険に関する取扱いは以下のとおりです。

## 1. 提供するサービスの種類

居宅療養管理指導および介護予防居宅療養管理指導

## 2. 営業日および営業時間

平日: HP参照  
曜日: HP参照  
休み: HP参照  
※なお緊急時は上記の限りではありません。

## 3. 利用料金

	1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方
単一建物居住者が1人	518円/回	1,036円/回	1,554円/回
単一建物居住者が2～9人	379円/回	758円/回	1,137円/回
単一建物居住者が10人以上	342円/回	684円/回	1,026円/回
情報通信機器を用いる場合	46円/回	92円/回	138円/回

※麻薬の薬剤管理の必要な方は、上記に1割負担の方は100円、2割負担の方は200円、3割負担の方は300円が加算されます。

※別に規定される地域等に所在する事業所がサービスを実施した場合、上記に100分の10又は15が加算されます。

※別に規定される地域等に居住する方へサービスを実施した場合、上記に100分の5が加算されます。

## 4. 苦情相談窓口

福岡県国民健康保険団体連合会 介護サービス相談室

(電話: 092-642-7859 FAX: 092-642-7857)  
所轄の介護保険担当窓口( )  
(電話: - FAX: - )

## 療養の給付と直接関係ないサービス等の取扱いに関する 揭示義務等

### <在宅医療に係る交通費>

~~患者への移動に要した交通費は、薬局からの往復交通費を実費徴収する。~~  
~~なお、自動車を利用した場合は、以下の距離別徴収額を基準とする。~~

片道	0～2km	〇円
片道	2～10km	〇円
片道	10km超	〇円

### <薬剤の容器代>

容器1個につき HP参照 円を徴収

### <患者へ調剤した医薬品の持参料>

~~患者様の都合・希望に基づく医薬品の持参料 円~~

### <希望に基づく甘味剤等の添加>

~~(治療上の必要性がなく、問題がない場合)~~  
~~1製剤につき 円~~

### <希望に基づく一包化> ※服用時点ごとにまとめてパックする事

~~(治療上の必要性がなく、問題がない場合)~~  
~~1週間分につき 円~~

### <希望に基づく服薬カレンダー・服薬BOX>

~~(日付、曜日、服用時点等の別に薬剤を整理することができる資材の提供)~~  
~~希望により注文販売します 〇円位~~  
~~(商品により異なります)~~

福岡県知事指定介護保険事業所

番号: 第 号

薬局名: HP参照

住所: HP参照

TEL: HP参照

管理薬剤師:

開設者: (有)野間薬局 J-Front(株)

# 調剤報酬点数表（令和7年4月1日施行）

## 第1節 調剤技術料

令和7年3月12日、日本薬剤師会作成

項目	届出	主な要件、算定上限	点数
調剤基本料		処方箋受付1回につき	注1) 受給率50%以下などは▲50%で算定 注2) 異なる保険医療機関の複数処方箋の同時受付、1枚目以外は▲20%で算定
① 調剤基本料 1	○	②～⑤以外、または 医療資源の少ない地域に所在する保険薬局	45点
② 調剤基本料 2	○	処方箋受付回数および集中度が、次のいずれかに該当する保険薬局 イ) 月4,000回超 & 上位3医療機関に係る合計受付回数の集中度70%超 ロ) 月2,000回超 & 集中度85%超 ハ) 月1,800回超 & 集中度95%超 ニ) 特定の保険医療機関に係る処方箋が月4,000回超 ※1. 保険薬局と同一建物内の複数保険医療機関の受付回数は合算 ※2. 同一グループの他の保険薬局で集中度が最も高い保険医療機関が同一の場合は、当該処方箋受付回数を含む	29点
③ 調剤基本料 3	○	同一グループの保険薬局の処方箋受付回数（または店舗数）の合計および当該薬局の集中度が、次のいずれかに該当する保険薬局 イ) ・月3.5万回超～4万回以下 & 集中度95%超 ・月4万回超～40万回以下 & 集中度85%超 ロ) ・月3.5万回超 & 特定の保険医療機関と不動産の賃貸借取引 ・月40万回超（または 300店舗以上） & 集中度85%超 ハ) ・月40万回超（または 300店舗以上） & 特定の保険医療機関と不動産の賃貸借取引 ニ) ・月40万回超（または 300店舗以上） & 集中度85%以下	イ) 24点 ロ) 19点 ハ) 35点
④ 特別調剤基本料 A	○	保険医療機関と特別な関係（同一敷地内） & 集中度50%超の保険薬局 ※1. 地域支援体制加算・後発医薬品調剤体制加算等は▲90%で算定 ※2. 薬学管理料に属する項目（一部を除く）は算定不可 ※3. 1処方につき7種類以上の内服薬の薬剤料は▲10%で算定	5点
⑤ 特別調剤基本料 B	-	調剤基本料に係る届出を行っていない保険薬局 ※1. 調剤基本料の各種加算および薬学管理料に属する項目は算定不可 ※2. 1処方につき7種類以上の内服薬の薬剤料は▲10%で算定	3点
分割調剤（長期保存の困難性等）		1分割調剤につき（1処方箋の2回目以降）	5点
〃（後発医薬品の試用）		1分割調剤につき（1処方箋の2回目のみ）	5点
地域支援体制加算 1		調剤基本料 1 の保険薬局、基本体制 + 必須1 + 選択2以上	32点
地域支援体制加算 2	○	調剤基本料 1 の保険薬局、基本体制 + 選択8以上	40点
地域支援体制加算 3		調剤基本料 1 以外の保険薬局、基本体制 + 必須2 + 選択1以上	10点
地域支援体制加算 4		調剤基本料 1 以外の保険薬局、基本体制 + 選択8以上	32点
連携強化加算	○	災害・新興感染症発生時等の対応体制	5点
後発医薬品調剤体制加算 1、2、3	○	後発医薬品の調剤数量が80%以上、85%以上、90%以上	加算 1 : 21点、2 : 28点、3 : 30点
後発医薬品減算	-	後発医薬品の調剤数量が50%以下、月600回以下の保険薬局を除く	▲5点
在宅薬学総合体制加算 1	○	在宅患者訪問薬剤管理指導料等24回以上、緊急時等対応、医療・衛生材料等	15点
在宅薬学総合体制加算 2	○	同加算 1 の算定要件、①医療用麻薬（注射薬含）の備蓄 & 無菌製剤処理体制または ②乳幼児・小児特定加算6回、かかりつけ薬剤師24回、高度管理医療機器ほか	50点
医療DX推進体制整備加算 1	○	電子処方箋、電子薬歴、マイナ保険証 45%以上、マイナポ相談ほか、月1回まで	10点
医療DX推進体制整備加算 2	○	電子処方箋、電子薬歴、マイナ保険証 30%以上、マイナポ相談ほか、月1回まで	8点
医療DX推進体制整備加算 3	○	電子処方箋、電子薬歴、マイナ保険証 15%以上 ほか、月1回まで	6点
薬剤調製料			
内服薬		1剤につき、3剤分まで	24点
屯服薬			21点
浸煎薬		1調剤につき、3調剤分まで	190点
湯薬		1調剤につき、3調剤分まで	7日分以下 190点 8～27日分 190点 + 10点 / 1日分(8日目以上の部分) 28日分以上 400点
注射薬			26点
外用薬		1調剤につき、3調剤分まで	10点
内服用滴剤		1調剤につき	10点
無菌製剤処理加算	○	1日につき ※注射薬のみ	
中心静脈栄養法用輸液		2以上の注射薬を混合	69点（6歳未満 137点）
抗悪性腫瘍剤		2以上の注射薬を混合（生理食塩水等で希釈する場合を含む）	79点（6歳未満 147点）
麻薬		麻薬を含む2以上の注射薬を混合（〃）または 原液を無菌的に充填	69点（6歳未満 137点）
麻薬等加算（麻薬、向精神薬、覚醒剤原料、毒薬）		1調剤につき	麻薬 70点、麻薬以外 8点
自家製剤加算（内服薬）		1調剤につき	
錠剤、丸剤、カプセル剤、散剤、顆粒剤、I注剤		錠剤を分割した場合は20/100に相当する点数を算定	7日分につき 20点
液剤			45点
自家製剤加算（屯服薬）		1調剤につき	
錠剤、丸剤、カプセル剤、散剤、顆粒剤、I注剤			90点
液剤			45点
自家製剤加算（外用薬）		1調剤につき	
錠剤、トーチ剤、軟・硬膏剤、パップ剤、リメント剤、坐剤			90点
点眼剤、点鼻・点耳剤、洗腸剤			75点
液剤			45点
計量混合調剤加算		1調剤につき ※内服薬・屯服薬・外用薬	
液剤			35点
散剤、顆粒剤			45点
軟・硬膏剤			80点
時間外等加算（時間外、休日、深夜）		基礎額 = 調剤基本料（加算含） + 薬剤調製料 + 無菌製剤処理加算 + 調剤管理料	基礎額の100%（時間外）、 140%（休日）、200%（深夜）
夜間・休日等加算		処方箋受付1回につき	40点

第2節 薬学管理料

項目	届出	主な要件、算定上限	点数
調剤管理料		処方箋受付1回につき、薬剤服用歴の記録・管理	
① 内服薬あり		内服薬 1剤につき、3剤分まで	7日分以下 4点、8～14日分 28点 15～28日分 50点、29日分以上 60点
② ①以外			4点
重複投薬・相互作用等防止加算		処方変更あり	残薬調整以外 40点、残薬調整 20点
調剤管理加算	-	複数医療機関から合計6種類以上の内服薬が処方されている患者	初来局時 3点 2回目以降（処方変更・追加） 3点
医療情報取得加算	-	オンライン資格確認体制、1年に1回まで	1点
服薬管理指導料		処方箋受付1回につき、薬剤情報提供・服薬指導	
① 通常（②・③以外）		3カ月以内の再調剤（手帳による情報提供あり）または それ以外	再調剤 45点、それ以外 59点
② 介護老人福祉施設等入所者		ショートステイ等の利用者も対象、オンラインによる場合含む。月4回まで	45点
③ 情報通信機器を使用（オンライン）		3カ月以内の再調剤（手帳による情報提供あり）または それ以外	再調剤 45点、それ以外 59点
麻薬管理指導加算			22点
特定薬剤管理指導加算 1		厚生労働大臣が定める特に安全管理が必要な医薬品	新たに処方 10点、指導の必要 5点
特定薬剤管理指導加算 2	○	抗悪性腫瘍剤の注射 & 悪性腫瘍の治療に係る調剤、月1回まで	100点
特定薬剤管理指導加算 3		イ) 医薬品リスク管理計画に基づく指導、対象医薬品の最初の処方時1回まで ロ) 選定療養（長期収載品の選択）等の説明、対象薬の最初の処方時1回	5点 10点
乳幼児服薬指導加算		6歳未満の乳幼児	12点
小児特定加算		医療的ケア児（18歳未満）	350点
吸入薬指導加算		喘息または慢性閉塞性肺疾患の患者、3月に1回まで	30点
服薬管理指導料（特例）	-	3カ月以内の再調剤のうち手帳の活用実績が50%以下、加算は算定不可	13点
	-	処方箋受付1回につき、かかりつけ薬剤師との連携対応、かかりつけ薬剤師指導料等の算定患者	59点
かかりつけ薬剤師指導料	○	処方箋受付1回につき、服薬情報等提供料の併算定不可	76点
麻薬管理指導加算			22点
特定薬剤管理指導加算 1		厚生労働大臣が定める特に安全管理が必要な医薬品	新たに処方 10点、指導の必要 5点
特定薬剤管理指導加算 2	○	抗悪性腫瘍剤の注射 & 悪性腫瘍の治療に係る調剤、月1回まで	100点
特定薬剤管理指導加算 3		イ) 医薬品リスク管理計画に基づく指導、対象医薬品の最初の処方時1回まで ロ) 選定療養（長期収載品の選択）等の説明、対象薬の最初の処方時1回	5点 10点
乳幼児服薬指導加算		6歳未満の乳幼児	12点
小児特定加算		医療的ケア児（18歳未満）	350点
吸入薬指導加算		喘息または慢性閉塞性肺疾患の患者、3月に1回まで	30点
かかりつけ薬剤師包括管理料	○	処方箋受付1回につき	291点
外来服薬支援料 1		月1回まで	185点
外来服薬支援料 2		一包化支援、内服薬のみ	34点/7日分、43日分以上 240点
施設連携加算		入所中の患者を訪問、施設職員と協働した服薬管理・支援、月1回まで	50点
服用薬剤調整支援料 1		内服薬6種類以上→2種類以上減少、月1回まで	125点
服用薬剤調整支援料 2	-	内服薬6種類以上→処方医への重複投薬等の解消提案、3月に1回まで 重複投薬等の解消の実績ありまたは それ以外	実績あり 110点、それ以外 90点
調剤後薬剤管理指導料		地域支援体制加算の届出を行っている保険薬局、月1回まで 1) 糖尿病患者、糖尿病用剤の新たな処方または投薬内容の変更 2) 慢性心不全患者、心疾患による入院経験あり	60点 60点
服薬情報等提供料 1		保険医療機関からの求め、文書による情報提供、月1回まで	30点
服薬情報等提供料 2		薬剤師が必要ありと判断、文書による情報提供、月1回まで イ) 保険医療機関、ロ) リファル処方箋の調剤後、ハ) 介護支援専門員	20点
服薬情報等提供料 3		保険医療機関からの求め、入院予定患者、3月に1回まで	50点
在宅患者訪問薬剤管理指導料	○	在宅療養患者、医師の指示、薬学的管理指導計画	
① 単一建物患者 1人		合わせて月4回まで（末期の悪性腫瘍の患者、注射による麻薬投与が必要な患者、中心静脈栄養法の患者は週2回 & 月8回まで） 保険薬剤師1人につき週40回まで（①～④合わせて）	650点
② 単一建物患者 2～9人			320点
③ 単一建物患者 10人以上			290点
④ 在宅患者オンライン薬剤管理指導料			59点
麻薬管理指導加算		オンラインの場合は処方箋受付1回につき	100点（オンライン 22点）
在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算	○	医療用麻薬持続注射療法を行っている在宅患者、オンライン不可	250点
乳幼児加算		6歳未満の乳幼児、オンラインの場合は処方箋受付1回につき	100点（オンライン 12点）
小児特定加算		医療的ケア児（18歳未満）、オンラインの場合は処方箋受付1回につき	450点（オンライン 350点）
在宅中心静脈栄養法加算	○	在宅中心静脈栄養法を行っている患者、オンライン不可	150点
在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料		在宅療養患者、医師の指示、状態の急変等に伴う対応 ※新興感染症対応 合わせて月4回まで（末期の悪性腫瘍の患者・注射による麻薬投与が必要な患者は、①②を合わせ原則として月8回まで） 主治医と連携する他の保険医の指示でも可	500点 200点 59点
① 計画的な訪問薬剤指導に係る疾患の急変			
② ①・③以外			
③ 在宅患者緊急オンライン薬剤管理指導料			
麻薬管理指導加算		オンラインの場合は処方箋受付1回につき	100点（オンライン 22点）
在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算	○	医療用麻薬持続注射療法を行っている患者、オンライン不可	250点
乳幼児加算		6歳未満の乳幼児、オンラインの場合は処方箋受付1回につき	100点（オンライン 12点）
小児特定加算		医療的ケア児（18歳未満）、オンラインの場合は処方箋受付1回につき	450点（オンライン 350点）
在宅中心静脈栄養法加算	○	在宅中心静脈栄養法を行っている患者、オンライン不可	150点
夜間・休日・深夜訪問加算		末期の悪性腫瘍の患者、注射による麻薬投与が必要な患者	夜間400点、休日600点、深夜1,000点
在宅患者緊急時等共同指導料		在宅療養患者、主治医と連携する他の保険医の指示でも可、月2回まで	700点
麻薬管理指導加算			100点
在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算	○	医療用麻薬持続注射療法を行っている患者	250点
乳幼児加算		6歳未満の乳幼児	100点
小児特定加算		医療的ケア児（18歳未満）	450点
在宅中心静脈栄養法加算	○	在宅中心静脈栄養法を行っている患者	150点
在宅患者重複投薬・相互作用等防止管理料		在宅患者訪問薬剤管理指導料または居宅療養管理指導費の算定患者 1) 疑義照会に伴う処方変更、2) 処方箋交付前の処方提案に伴う処方箋	残薬調整以外 40点、残薬調整 20点
経管投薬支援料		初回のみ	100点
在宅移行初期管理料		在宅療養開始前の管理・指導、在宅患者訪問薬剤管理指導料等の初回に算定	230点
退院時共同指導料		入院中1回（末期の悪性腫瘍の患者等は入院中2回）まで、ビデオ通話可	600点

### 第3節 薬剤料

項目	主な要件	点数
使用薬剤料（所定単位につき15円以下の場合）	薬剤調製料の所定単位につき	1点
”（所定単位につき15円を超える場合）	”	10円又はその端数を増すごとに1点
多剤投与時の通減措置	1処方につき7種類以上の内服薬、特別調剤基本料A・Bの保険薬局の場合	所定点数の90/100に相当する点数

### 第4節 特定保険医療材料料

項目	主な要件	点数
特定保険医療材料	厚生労働大臣が定めるものを除く	材料価格を10円で除して得た点数

### 介護報酬（令和6年6月1日施行分）

項目	主な要件、算定上限	単位数
居宅療養管理指導費、介護予防居宅療養管理指導費	《薬局の薬剤師の場合》	
① 単一建物居住者 1人	合わせて月4回まで（末期の悪性腫瘍の患者、注射による麻薬投与が必要な患者、中心静脈栄養法の患者は週2回&月8回まで）	518単位
② 単一建物居住者 2～9人		379単位
③ 単一建物居住者 10人以上		342単位
④ 情報通信機器を用いた服薬指導		46単位
麻薬管理指導加算		100単位
医療用麻薬持続注射療法加算	医療用麻薬持続注射療法を行っている患者、オンライン不可	250単位
在宅中心静脈栄養法加算	在宅中心静脈栄養法を行っている患者、オンライン不可	150単位
特別地域加算		所定単位数の15%
中山間地域等小規模事業所加算		所定単位数の10%
中山間地域等居住者サービス提供加算		所定単位数の 5%

●保険外負担に関する事項

SK 計量カップ 10ml・20ml 各 30 円

滅菌済無地投薬瓶 30ml(40 円)・60ml(40 円)・100ml(50 円)・200ml(70 円)・  
300ml(100 円)・500ml(140 円)

SK 軟膏容器 B 型 6ml(30 円)・12ml(40 円)・24ml(40 円)・36ml(50 円)・  
60ml(70 円)・120ml(100 円)

15ml 点鼻容器 60 円

※価格に関しては納入価に応じて変更することがあります。

薬局名	施設基準	許可年月日
野間薬局 屋形原店	調剤基本料 3 イ	令和 4 年 4 月 1 日
野間薬局 屋形原店	連携強化加算	令和 6 年 6 月 1 日
野間薬局 屋形原店	後発医薬品調剤体制加算 3	令和 6 年 7 月 1 日
野間薬局 屋形原店	在宅薬学総合体制加算 1	令和 6 年 6 月 1 日
野間薬局 屋形原店	医療 D X 推進体制整備加算	令和 7 年 4 月 1 日
野間薬局 屋形原店	かかりつけ薬剤師指導料及びかかりつけ薬剤師包括管理料	平成 30 年 7 月 1 日
野間薬局 屋形原店	在宅患者訪問薬剤管理指導料	平成 12 年 7 月 1 日